

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
5月8日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………一  
(環境政策課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課)……………五

美祿下村土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)……………八

公告

平成十九年度狩猟免許試験の実施(自然保護課)……………八

狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課)……………九

一般競争入札の実施(水産振興課)……………九

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………二

人委公告

平成十九年度山口県職員採用上級試験の実施……………二

平成十九年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施……………五

平成十九年度山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施……………八

選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正(三件)……………二〇



### 山口県告示第二百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本ポリウレタン工業株式会社  
住 所 東京都港区芝四丁目一番二二二番三三三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本ポリウレタン工業株式会社南陽工場  
所在地 周南市開成町四五三〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (m <sup>3</sup> /日) 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔	一 日 当 た る 使 用 時 間
三七一タ	五 五、二九	平成一九、 五月二九日	平成一九、 六月一〇日	平成一九、 七月一日	連 続	二 四時間 変動なし

備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 ( $m^3$ )
			水素イオン濃度 (水素指数) ( $mg/l$ )	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
七・五	八	通	常	最大	通
"	八・六	最	大	最大	最
九・一	六・一	通	常	最大	通
九・一	六・一	最	大	最大	最
"	五	通	常	最大	通
"	一〇	最	大	最大	最
八・四	四・八	通	常	最大	通
八・四	四・八	最	大	最大	最
〇・三七	〇・一	通	常	最大	通
〇・三七	〇・一	最	大	最大	最
二・七	〇・二三	通	常	最大	通
二二、二六七	五三、三九〇	最	大	最大	最
二二、二六七	五三、六九二	最	大	最大	最

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

総合中和処理施設	種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ )
			水素イオン濃度 (水素指数) ( $mg/l$ )	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
処理後	七	処理前	二	二	通
七	八	通	常	最大	最
"	六	通	常	最大	通
"	三	通	常	最大	通
"	二	通	常	最大	通
"	一六	通	常	最大	通
"	一六	通	常	最大	通
"	一〇	通	常	最大	通
"	二〇	通	常	最大	通
"	九・七	通	常	最大	通
"	九・七	通	常	最大	通
"	二・〇三	通	常	最大	通
"	二・〇三	通	常	最大	通
"	一八・〇五	通	常	最大	通
"	三、三六〇	通	常	最大	通
"	三、三六〇	通	常	最大	通

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処理の方式	間使用時間 隔間	の一日当たりの 使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
総合中和処理施設	コンクリート製	五、〇〇〇	中 和 連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)			

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数) ( $mg/l$ )	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
三七一タ	通	常	通
一〇	最	大	最
二一	通	常	通
九	最	大	最
二七・七	通	常	通
二七・七	最	大	最
一	通	常	通
一	最	大	最
三〇	通	常	通
三〇	最	大	最
〇・三	通	常	通
〇・三	最	大	最
五	通	常	通
五	最	大	最

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 大阪新薬株式会社  
 住 所 山陽小野田市大字東高泊二二七番地の二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 大阪新薬株式会社  
 所在地 山陽小野田市大字東高泊二二七番地の二二
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
四六一イ	( $\frac{m^3}{分}$ ) 二〇〇〇	(既 設)			断 続	三 時 間	変 動 な し
四六一ロ	( $\frac{m^3}{日}$ ) 二				二 時 間		
"	( $\frac{m^3}{日}$ ) 一				"		
"	( $\frac{m^3}{日}$ ) 八				"		
"	( $\frac{kg}{日}$ ) 三〇〇				断 続	一 時 間	
"	( $\frac{m^3}{分}$ ) 二〇				断 続	八 時 間	
四六一ニ	( $\frac{m^3}{分}$ ) 二〇				連 続	一 時 間	五 時 間
"	"	"	"	"			

備考 「四六一イ」、「四六一ロ」及び「四六一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		種 類	構 造	能 力 (t/日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日
		水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数) 通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l) 通 常 最 大									
活 性 汚 泥 処 理 施 設	鋼 板 製		一 三	活 性 汚 泥	"	二 七	中 和	一 二 時 間	"	( 既 設 )		
中 和 処 理 施 設	"		二 七	中 和	"	二 〇	沈 殿	一 六 時 間	"	( 既 設 )		
沈 殿 槽	コ ン ク リ ー ト 製		二 〇	断 続	八 時 間	変 動 な し				( 既 設 )		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )	備 考	
							通 常 最 大	通 常 最 大
"	四 六 一 二	六 〇 〇 〇	二 〇	一 〇	二	〇・二		
"	"	二 八 〇	三 〇 〇	四 〇	三	〇・二 四		
"	"	八 〇 〇 〇	二 〇 〇	三 〇	三	〇・八		
"	"	二 〇 〇 〇	二 〇 〇	四 〇	四	二		
"	"	六 〇 〇 〇	一 五 〇	二 〇	五	三・五		
"	"	三 八 三	三 〇 七	四 〇	三	二		
"	"	六 〇 〇	五 一 四	四 〇	四	三		

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

活性汚泥処理施設		中和処理施設		沈殿槽	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
"	"	七	"	"	九
"	"	八・六	"	"	九・六
四五	"	二〇〇	"	二二〇	二五〇
七七	"	三〇〇	"	三三〇	三五〇
三九・四	"	一七〇	"	一八〇	二〇〇
六五	"	二二〇	"	二二〇	三〇〇
"	"	"	"	"	検出せず
一〇・七	"	二〇	"	二二	二五
一九・一	"	三〇	"	三三	三五
〇・二	"	二	"	二・五	三
〇・五八	"	三	"	三・五	四
"	"	"	"	"	八・五
"	"	"	"	"	九・五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
				水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
"	"	七	通	常	通	常
"	"	八・六	最	大	最	大
一七	二二	二	通	常	通	常
五一	三三	一三	最	大	最	大
四七	一八	七	通	常	通	常
七七	二八	九	最	大	最	大
"	"	検出せず	最	大	最	大
一〇	四・一	一・五	通	常	通	常
一五	六・五	三	最	大	最	大
二	〇・〇八	〇・一五	通	常	通	常
三	〇・二	〇・二五	最	大	最	大
四・九	二二・五	三三七	通	常	通	常
七・三	二八・五	三八一	最	大	最	大

山口県告示第二百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日本ポリウレタン工業株式会社

住 所 東京都港区芝四丁目一番二二二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日本ポリウレタン工業株式会社南陽工場

所在地 周南市開成町四五三〇番地

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供するトリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液

種 類	項 目			汚 水 等 の 状 態 の 値	汚 染 物 の 量	浮 遊 物 の 量	窒 素 の 量	燐 の 量	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	変 更 前	変 更 後	変 更 前						
三 七 ー タ	変 更 前	変 更 後	変 更 前	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇
三 七 ー ル	変 更 前	変 更 後	変 更 前	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇
種 類	変 更 前	変 更 後	変 更 前	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値	汚 染 物 の 量	浮 遊 物 の 量	窒 素 の 量	燐 の 量	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	変 更 前	変 更 後						
三 七 ー タ	変 更 前	変 更 後	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇
三 七 ー ル	変 更 前	変 更 後	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇
種 類	変 更 前	変 更 後	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等  
 の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

備考 「三七ール」及び「三七ータ」並びに「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供するトリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

種 類	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値	汚 染 物 の 量	浮 遊 物 の 量	窒 素 の 量	燐 の 量	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	変 更 前	変 更 後						
三 七 ー タ	変 更 前	変 更 後	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇
三 七 ー ル	変 更 前	変 更 後	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇
種 類	変 更 前	変 更 後	通 常	四 六	一	三 〇	〇・三	二 〇 〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	共同排水処理施設				総合中和処理施設				項 目
	処理後		処理前		処理後		処理前		
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度 (水素指数)	"	"	"	七	"	七	"	二
	化学的酸素要求量 (mg/l)	"	"	"	八・六	"	八・六	"	三・二
	浮遊物質の量 (mg/l)	"	"	"	二	"	"	"	一〇
	窒素 (mg/l)	"	"	"	二・六	九・七	九・三	九・七	九・三
	リン (mg/l)	"	"	"	六	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	"	"	"	検出せず	一・八・〇五	六・一	一・八・〇五	六・一
	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	八八四	八八九	八八四	八八九	三、三六〇	三、二七六	三、三六〇	三、二七六
		八八九	八九四	八八九	八九四	三、三六〇	三、二七六	三、三六〇	三、二七六

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	七四		変更後	変更前
	変更後	変更前		
"	"	"	"	"
"	"	"	七	"
"	"	"	八・六	"
二二四	三〇二・五	"	一六	四一・六
二二四・六	三〇三・三	"	一六	四一・六
"	"	"	一〇	五
"	"	"	二〇	五
二四四・九	二五七	九・七	九・三	"
二四四・九	二五七	九・七	九・三	"
二・二	二・三	二・〇	二・〇	"
二・二	二・三	二・〇	二・〇	"
二・二	二・三	二・〇	二・〇	"
八八四	八八九	三、三六〇	三、二七六	二六七
八八九	八九四	三、三六〇	三、二七六	二六七

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前
九・一	七・五	六・一	八
九・一	〃	六・一	八・五 六・八
〃	〃	〃	六・七
〃	〃	〃	六・七
〃	〃	〃	五
〃	〃	〃	一〇
八・四	八・七	四・八	五
八・四	八・七	四・八	五
〃	〇・三七	〇・一	〇・一一
〃	〇・三七	〇・一	〇・一一
二・七	〇・九四	〃	〇・二三
二二、二六七	二二、二七〇	五三、三九〇	五三、八二四
二二、四七〇	二二、四七三	五三、六九二	五四、一二六

山口県告示第二百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、美祢下村土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土地区画整理組合の名称  
美祢下村土地区画整理組合
- 二 事務所所在地  
美祢市伊佐町伊佐五六七〇番地
- 三 設立認可の年月日  
平成十八年一月十日
- 四 変更認可の年月日  
平成十九年五月八日



(二三四) 平成十九年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定により、平成十九年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成一九、七、一六	午前九時	柳井市文化福祉会館
〃 八、一九	〃	山口市吉敷三三二五の一
〃 九、一六	〃	山口県総合保健会館
		下関市菊川ふれあい会館

二 受験資格

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

受けようとする試験の実施日の七日前まで（郵送の場合は、受けようとする試験の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。）

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地为所管する農林事務所

五 提出書類

- (一) 狩猟免許申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真（縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）
- (五) 狩猟免許申請手数料
- (六) 法第四十九条各号に掲げる者にあつては四千元、その他の者にあつては五千三百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。



七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三―三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二五) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)(第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。))を次のとおり実施します。

平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関 成

一 日時及び場所

日	時	場 所
平成一九、六、二六	午後一時	山口県岩国総合庁舎
" " " " 二八	" "	山口県田布施農林事務所
" " " " 二九	午後零時三〇分	山口県萩総合庁舎
" " " " 七、三	午後一時	美祢市民会館
" " " " 四	" "	周南市総合スポーツセンター
" " " " 一一	午後一時三〇分	下関市立豊田図書館
" " " " 一八	午後一時	山口市吉敷三三二五の一 山口県総合保健会館

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成十九年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

受けようとする適性試験等の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする

適性試験等の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)

四 狩猟免許更新申請書等の提出先

住所を所管する農林事務所

五 提出書類

- (一) 狩猟免許更新申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)
- 六 狩猟免許更新申請手数料  
二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三―三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

- 次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量  
漁業取締船りよつせいの中間検査業務(船体部) 一式
- (二) 業務の内容  
入札説明書による。

(三) 履行期間  
入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十四号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成十九年六月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年六月二十一日午前十時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室  
日時  
平成十九年六月二十一日午前十時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三一二五〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the hull of the fisheries patrol boat *Ryosei*

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry

& Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 20, 2007

(In case of bringing a tender: 10:30 A.M. June 21, 2007)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船りょうせいの中間検査業務(機関部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十四号)に基づき資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成十九年六月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年六月二十一日午後一時三十分)

月二十一日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成十九年六月二十一日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。  
 (六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三五一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Ryosei
- (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
- (4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)
- (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 20, 2007  
 (In case of bringing a tender: 1:30 P.M. June 21, 2007)

(三二七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年五月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 工区に含まれる地域の名称  
 山陽小野田市中川六丁目及び高栄三丁目(第一工区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 山陽小野田市中川六丁目四番一号  
 小野田商業開発株式会社



公告

平成十九年度山口県職員採用上級試験の実施

平成十九年度山口県職員採用上級試験を次のとおり実施します。

平成十九年五月八日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できません。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	二十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
警察事務	五人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉	三人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	八人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局(主として総務部及び土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
農業土木	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
獣医師	四人程度	知事部局(主として環境生活部、健康福祉部及び農林水産部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、農林事務所等)における食品、環境等の保健衛生、防疫、病性鑑定等の専門業務並びに家畜の保健衛生、防疫、病性鑑定等の専門業務
水産	二人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(水産事務所等)における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
電気	二人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
化学	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務

衛生薬学	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
薬剤師	一人程度	県立病院における調剤等の専門業務
研究員(機械)	一人程度	知事部局の出先機関(産業技術センター)における機械に関する研究開発、技術支援等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十三年四月二日から昭和六十一年四月一日まで(獣医師の試験職種にあっては、昭和五十一年四月二日から昭和五十九年四月一日まで)に生まれた者又は昭和六十一年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者若しくは平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、獣医師、衛生薬学、衛生監視及び薬剤師については、それぞれの資格要件を併せ有する者に限りませす。

1 獣医師

獣医師の免許を有する者又は平成二十年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第五十九回獣医師国家試験(平成二十年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者

2 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十三回薬剤師国家試験(平成二十年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学の薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者

3 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者

4 薬剤師

薬剤師の免許を有する者又は平成二十年三月三十一日までに当該免許を取得す

る見込みの者若しくは第九十三回薬剤師国家試験(平成二十年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(電気、薬剤師及び研究員(機械)の試験職種にあっては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験  
筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(2) 専門試験  
全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験  
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式(研究員(機械)の試験職種にあつては、記述式)により行います。  
なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成十九年六月二十四日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
-----	----

山 口 市	山口市吉田一六七番地の1 山口大学共通教育本館
東 京 都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大 阪 府	大阪市東淀川区大隅二丁目一番八号 大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成十九年七月下旬に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察事務の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察事務以外の試験職種に

あつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十九年七月五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十九年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万六千八百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十九年五月十四日(月曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「上級受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。) 教育心理学 応用心理学 社会調査 統計学
土木	工学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 画 建築設備 建築施工
農業	農業概論 栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 昆虫害 土壌学 肥料学 植物生理学 畜産一般 家政学 原論 被服学 食物病理学 住居学 家庭管理 学 保健衛生
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理学 農業水利 土地改良 農地造成 農業 造構 材料 施工 農業機械 農学一般
獣医師	家畜解剖学 家畜生理学 家畜薬理学 家畜内科学 家畜外科学 家畜寄生虫病学 一般 家畜微生物学 家畜伝染病学 家畜繁殖学 獣医公衆衛生学 家畜衛生学 畜産
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。  
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間  
平成十九年五月十四日(月曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。  
なお、郵送の場合は、平成十九年六月一日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み  
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。  
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成十九年五月十四日(月曜日)午前九時から同月二十五日(金曜日)午後五時まで

九 その他  
その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

電気	数学 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報 通信工学
化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 無機工業化学 有機工業 化学工学
衛生薬学	物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 薬理学
衛生監視	微生物学 食品製造学 無機化学 有機化学 食品化学 公衆衛生学
薬剤師	物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 薬理学
研究員 (機械)	機械加工学 材料力学 機械材料工学 機械設計工学

公 告

平成十九年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施  
平成十九年度警察官(男性)採用(A)共同試験を次のとおり実施します。  
平成十九年五月八日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

区分	都府県名	採用予定人員
一 一般	東京都 京都府 大阪府 兵庫県	それぞれ三人程度
二 武道指導	山口県	一人程度

二 職務の概要  
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十三年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

なお、武道指導については、次の資格要件のいずれかを併せ有する者に限りません。

1 柔道の段位が二段以上の者で、財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

2 剣道の段位が三段以上の者で、財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び技能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十九年七月八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

山口市吉田一六七七番地の1

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十九年七月下旬から同年八月上旬までの間に山口市で行います。なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点



山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成十九年七月十八日(水曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成十九年八月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成十九年八月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。  
おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成十九年十二月上旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十年四月一日以降に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十九万八千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十九年五月十四日(月曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはつたあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。  
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

2 志望都府県名を第二志望まで記入できます(武道指導を除く)。  
志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成十九年五月十四日(月曜日)から同年六月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。  
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成十九年五月十四日(月曜日)午前九時から同年六月一日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三一四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三一九三三三〇一〇内線二六二二）若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。

公 告

平成十九年度山口県警察官（女性）採用（A）試験の実施

平成十九年度山口県警察官（女性）採用（A）試験を次のとおり実施します。

平成十九年五月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員  
七人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十三年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部で

ある論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に  
より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十九年七月八日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並び  
に適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細につい  
ては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である  
こと。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十九年七月下旬から同年八月月上旬までの間に山口市で行います。  
 なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験 教養試験 五〇点

- (二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

平成十九年七月十八日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

- (二) 最終合格者

平成十九年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

- (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で

す。

(二) 採用は、原則として平成二十年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡查に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所

に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十九万八千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されま

九 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

平成十九年五月十四日(月曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

- (二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

- (三) 受付の期間及び時間

平成十九年五月十四日(月曜日)から同年六月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十九年六月八日までの消印のあるものに限りま

- (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
 平成十九年五月十四日(月曜日)午前九時から同年六月一日(金曜日)午後五

時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一―九三三―〇一一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、政治結社大日本忠義同志會から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成十六年山口県選挙管理委員会告示第百八号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年五月八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

政治結社泰心會に関する部分中

「第3 収入・支出  
なし

「第3 収入・支出  
1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年繰越額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 借入金

ア 上田 忠義

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

ア 備品・消耗品費

イ 事務所費

小 計

イ 政治活動費

ア 機関紙誌の発行その他の事業費

302,446円

0円

302,446円

302,446円

0円

302,446円

302,446円

60,356円

49,240円

109,596円

192,850円

を

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、政治結社大日本忠義同志會から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成十七年山口県選挙管理委員会告示第百五十五号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年五月八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

政治結社泰心會に関する部分中

「第3 収入・支出  
なし

第4 資産等

「第3 収入・支出  
1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年繰越額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 借入金

ア 上田 忠義

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

ア 備品・消耗品費

イ 事務所費

小 計

イ 政治活動費

127,588円

0円

127,588円

127,588円

0円

127,588円

127,588円

10,000円

59,088円

69,088円

を

2 宣伝事業費  
計

192,850円  
302,446円

イ 政治活動費	
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	58,500円
2 宣伝事業費	58,500円
合 計	127,588円
第4 資産等	
資産等の内訳	
(1) 借入金	
(借入先)	
上田 忠義	1,119,709円

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、政治結社大日本忠義同志會から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成十八年山口県選挙管理委員会告示第七十二号)の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年五月八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

政治結社大日本忠義同志會に関する部分中

「第3 収入・支出

なし

第4 資産等

なし

「第3 収入・支出

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(3) 翌年繰越額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

473,993円

0円

473,993円

473,993円

0円

ア 借入金	
(ア) 上田 忠義	473,993円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 事務所費	28,813円
イ 政治活動費	
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	445,180円
2 宣伝事業費	445,180円
合 計	473,993円

第4 資産等

資産等の内訳

(1) 借入金

(借入先)

上田 忠義

1,593,702円

127,588円

平成十九年五月八日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）